

日田市規則第23号

日田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年5月29日

日田市長 原 田 啓 介

日田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

日田市介護保険条例施行規則（平成12年規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例）</u></p> <p>2 <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）</u> <u>附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症</u> <u>（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）の影</u> <u>響により、条例第8条第1項の規定を適用する場合において、</u> <u>次の各号のいずれかに該当する者は、第3条第1項第3号又は</u> <u>同項第4号の規定にかかわらず、保険料を軽減し、又は免除す</u> <u>るものとする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p>

(1) 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この項及び次項において「主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この項及び次項において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

3 前項の場合における保険料の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第1号に該当する場合 保険料の全部

(2) 前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）

次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times d$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

A 当該第1号被保険者の保険料額

B 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額（減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合は、その合計額）

C 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

d 次の表の左欄に掲げる主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める軽減又は免除の割合。ただし、主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、軽減又は免除の割合を10分の10とする。

主たる生計維持者の前年の合計所得金額	軽減又は免除の割合(d)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

4 前項に規定する場合における条例第8条第2項の申請書については、第2条の規定にかかわらず、市長が別に様式を定めることができる。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。